

「資源とごみの収集カレンダー」広告掲載要領

平成19年11月16日

19 葛環リ第 703 号

環 境 部 長 専 決

(趣旨)

第1条 この要領は、葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針（平成15年1月27日付け区長決裁。以下「取扱方針」という。）に基づき、「資源とごみの収集カレンダー」（以下「カレンダー」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、葛飾区長（以下「区長」という。）が指定する位置とする。

(掲載する広告の規格、色及び掲載料)

第3条 掲載する広告の規格、色及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定める期間内に、広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の概要を表した案を添えて、区長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定及び通知)

第5条 区長は、前条の規定による申込みがあったときは、取扱方針及び別に定める基準に従って内容を審査し、掲載することが適当であると認めるときは広告掲載決定通知書（第2号様式）により、不適当であると認めるときは広告掲載非決定通知書（第3号様式）により当該申込者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による決定に際し必要があると認めるときは、広告掲載選定委員会に審査させることができる。

(広告の原稿の提出等)

第6条 前条第1項の規定により広告の掲載を認められた申込者（以下「掲載者」という。）は、特別な事由のあるときを除き、指定された期日までに区長に広告の原稿（印刷用版下）を提出し、及び掲載料を一括納付しなければならない。

(申込者の責任等)

第7条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

2 原稿の作成経費は、掲載者の負担とする。

(広告の掲載の位置の変更)

第8条 区長は、広告の掲載を決定した後、掲載者の責に帰さない事由により当該広告の掲載の位置を変更するときは、あらかじめ当該掲載者の了解を得るものとする。

2 区長は、前項の規定による変更を行ったときは、広告掲載変更決定通知書(第4号様式)により当該掲載者に通知するものとする。

(広告の掲載の決定の取消し)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 掲載者が指定した期日までに原稿を提出しないとき。

(2) 掲載者が指定した期日までに掲載料を納入しないとき。

(3) 掲載者が広告の掲載を決定した後に取扱方針2に掲げる制限事項に抵触することが判明したとき。

(4) 掲載者からカレンダー発行予定日の2箇月前までに辞退の申出があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、印刷物等の編集又は発行に支障が生じたとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行ったときは、広告掲載取消決定通知書(第5号様式)により当該掲載者に通知するものとする。

(掲載料の返還)

第10条 区長は、広告の掲載を決定した後、掲載者の責に帰さない事由により当該広告を掲載できなかったときは、当該掲載者に掲載料の全額を返還するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、環境部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年11月16日から施行する。

別表(第3条関係)

規格	月別カレンダー部分 下 たて2.5cm×よこ18cm
色	カラー
掲載料	50,000円/枠